

水道法等に基づく水質検査業務 仕様書

1. 業務委託の内容

令和5年度の水質検査業務で、原水・浄水、配水系統別、飲料水供給施設、板東谷川等、農薬、水質管理目標設定項目、クリプトスポリジウム等、かび臭気物質の8種類の水質検査

2. 業務委託の場所

原水・浄水、配水系統別、飲料水供給施設、農薬、水質管理目標設定項目、クリプトスポリジウム等、かび臭気物質については、別添「鳴門市全体位置図」の採水箇所を参照
板東谷川等については、浄水場職員が同行する。

(蔭ヶ谷川、椎尾谷川、中谷川、板東谷川、旧吉野川合流地点)

3. 業務委託の期間

契約締結の日 から 令和6年3月31日 まで

4. 試料の運搬について

試料はクーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬する。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、水質基準上12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間とする。

5. 臨時の水質検査について

水質汚染事故等の臨時の水質検査については、迅速な対応を行うこと。

6. 検査結果について

検査終了後に検査結果報告書を提出し、検査結果に異常等があれば速やかに電話で担当者に知らせる。また、検査結果以外にも必要に応じて水質検査の結果の根拠となる資料（分析日時及び実施した検査員の氏名、検量線のクロマトグラフ及び濃度計算書等）を提出する。

7. 支払い方法

6ヶ月に1回（年間2回）の支払いとする。

8. その他について

詳細については別添の検査種別・検査項目を参照する。